

## 計量器定期検査等合格証明書交付要領

1. この要領は、静岡県指定定期検査等機関業務規程（以下「規程」という）第9条に基づき、計量器定期検査等合格証明書（以下「証明書」という）の交付に関して、必要な事項を定める。
2. 証明書の交付を受けようとする者は、様式による証明書交付願を、一般社団法人静岡県計量協会（以下「協会」という）へ提出する。
3. 証明を受けようとする計量器の数が多いときは、計量器の種類、器物番号等、必要事項を別紙に記入することができる。
4. 協会は、証明書交付願の提出があった場合は、規程第9条の定めるところにより、証明書を交付する。
5. 証明書交付手数料は、1通につき 5,000円+消費税 とし、協会が指定する金融機関の口座へ期日までに振り込むものとする。
6. この要領は、2019年10月1日から施行する。

一般社団法人 静岡県計量協会